

## NPO法人新認定制度の協議に係る要請

平成 23 年 2 月 26 日  
全 国 知 事 会

認定NPO法人制度については、「平成 23 年度税制改正大綱」（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）において、認定事務の都道府県への移管など、大幅な制度改正が示され、現在、今国会に法案を提出すべく、政府内で準備が進められている。

新たな制度が目指す「草の根の寄附を促進し、新しい公共の担い手を支える環境を税制面から支援する」という理念には大いに賛同するが、本制度改正について、政府は「地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で所要の法整備を目指す」としているにもかかわらず、未だに立入調査権の問題等重要な部分の記載が無い法律案・骨子（案）を示してくるという異常事態のままである。

このため、NPO法人新認定制度について、地方との協議を円滑かつ速やかに進めるため、下記のとおり対応を求める。

### 記

#### I 新法案の早期提示

政府において決定された法案ではなく、地方との協議を通じて案文を作り上げることが確実に法を執行するためにも必要であり、地方が協力できない事態になることを避けるためにも、現時点における法案の全体像を早急に提示すること。

#### II 新法案による事務移管に係る主な意見

##### 1 自治事務としての裁量権

自治事務に位置づけられるのであれば、地方に広い裁量権を付与すること。

##### 2 立入調査権等

制度の濫用防止等、適正な運営を確保するため、都道府県に必要な権限（立入調査、監督など）を付与すること。

##### 3 国税庁との連携

「地方の求めに応じ、情報提供するものとする」など、地方と国税庁との双方向の連携を図るための規定を法定化すること。

##### 4 会計基準

NPO法人の財務諸表は、法人の自主的判断で作成されている。認定・監督事務が的確に行えるよう、活動や運営の実態をわかり易く示す財務諸表の作成を義務付ける適切な会計基準を地方移管までに策定すること。

## 5 認定法人数等の政府見込みの公表

制度改正に伴い政府として見込む認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎を公表すること。

## 6 財源措置

財源措置の方法を明らかにすること。

また、政府として見込む認定法人数等を基礎にした人件費や、整備予定のNPO法人の活動に関するデータベースに係る費用を適切に見込むなど、事務移管に見合う適切な総額を措置すること。

その際、普通交付税の不交付団体に配慮すること。

# Ⅲ 指摘事項

## 1 条例個別指定に関する国の関与

「寄附金控除対象法人の条例による個別指定」（条例本体に法人の名称・所在地を明記）については、条例での個別指定が都道府県による認定を経て国税にも影響を及ぼしうるものであるため、条例による個別指定を求めるとのことであるが、現在国が認定を告示で行っていることも踏まえ、具体的な議決内容は地方議会の判断に委ねるべきである。

この点については、すでに地方税法改正案が国会に提出されており、改めて再考を求めたい。

## 2 条例個別指定によるPST要件免除の影響

平成23年度改正事項である「条例個別指定によるPST（パブリック・サポート・テスト）要件の免除」規定は、新法案によって平成24年度以降都道府県に認定事務が移管された後は、従たる事務所の存する自治体の条例指定により、主たる事務所の状況に関係なくPST要件が免除され、主たる事務所の存する都道府県は、PST要件の審査を行うことなくNPO法人の認定を行うこととなる。従たるものと主たるものとの関係も明記せず、このような規定を設けることについて、認定の的確性の点から危惧を表明するとともに、国税庁において解決することを求めるものである。